

広島市市民農園

三田市民農園（ふれ愛ファーム白木山）

利 用 案 内



三田市民農園



(公財)広島市農林水産振興センター

(電話082-845-4347)

1. はじめに

広島市市民農園は、市民の皆様に農作物の栽培を楽しみながら、農業及び農村に関する理解を深めるとともに、地元の方々とあるいは入園者間での新たなコミュニケーションを進める場として設置しています。

この市民農園の管理は地元の方々に構成された運営委員会にお願いしています。また、運営委員会や地元の農家の協力のもと、地域の農産物を活用した講習会などのイベントを企画・実施しています。

農園使用者の皆さんには、これらのイベントにも積極的に参加していただくとともに、この趣旨を理解していただき、農園の使用にあたっては、使用者同士はもとより、地元の方々とも気軽に挨拶の交わせる、「**きれいで・明るい・快適な市民農園**」となるように努めてください。

よりよい市民農園の管理運営を行っていくためご協力をお願いします。

2. 施設の概要

農園名	広島市 ^{みた} 三田市民農園
場所	安佐北区白木町大字三田
規模	1.34ha
区画種類	・一般区画〔50㎡〕 106区画 ・大型区画〔100㎡〕 2区画 ・福祉区画〔車椅子用プランター 1㎡〕※ 4区画
その他設備	①管理棟 ・休憩・交流スペース ・農産加工室 ・更衣室（シャワー設備あり） ・農機具庫（農具完備） ・トイレ ②給水施設（14か所） ③駐車場（31台） ④広場 ⑤バーベキュー炉

※福祉区画 日常生活において常時車椅子を使用される方のためのプランター区画です。

3. 使用対象者

広島市内に在住又は勤務場所がある方

4. 使用期間

- (1) 農園の使用期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間です。
- (2) 更新は1年ごとの手続きが必要です。
- (3) 使用期間は、最長5年間です。
(令和7年4月に新規入園された場合、令和12年3月までが5年間となります。)
- (4) 5年経過後は、新たに申込みが必要です。
(応募者多数の場合は抽選となります。)

5. 使用許可について

- (1) 転居、転勤、退職または死亡により使用対象者としての要件を失った場合、許可の権利は失われ、退園していただくことになります。
- (2) 農園の許可を受けた方は、その権利を他人に譲渡、又は転貸することはできません。共同使用者や夫婦・親子間においても譲渡、転貸はできません。

6. 更新手続き

現在、入園している方で、次年度も継続使用を希望される場合は、毎年11月頃にお送りする使用許可申請書に必要事項を記入のうえ、提出してください。使用許可書を交付します。

7. 利用料金

- (1) 利用料金（1区画当たり）

区分	年間利用料金	
	1区画目	2区画目以降
一般区画	39,000 円	19,500 円
新規入園の方（1区画のみ）	27,300 円	
大型区画	58,500 円	
新規入園の方（1区画のみ）	46,800 円	
福祉区画	無料	無料

- (2) 利用料金の減免

一般区画又は大型区画の利用者が、原爆障害者章、身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている場合、利用料金が半額になります。

(3) お支払方法

農園の利用料金は、指定する期限までに（公財）広島市農林水産振興センターが指定する口座にお振り込みください。

なお、使用期間の中途において使用許可の取消しや使用中止があっても、利用料金は返還しません。

8. 使用上の注意

- (1) 農園使用者は、区画内及び周辺園路の除草を行い、常に農園を良好な状態に保ってください。作物の残さは、各区画内に埋めていただくか、お持ち帰りください（区画外に放置しないでください）。

なお、次の禁止行為にご注意ください。

- ① 作物の栽培以外の目的で使用する
- ② 営利を目的として作物を栽培する
- ③ 竹や樹木等を栽培する
- ④ 法律で栽培が禁止されている植物を栽培する
- ⑤ 作物残さ等のごみを野外焼却する
- ⑥ 温室、小屋等の工作物を設置する
- ⑦ 農園の景観を損なうような利用をする
- ⑧ 登録外農薬を使用する
- ⑨ 農薬が周辺へ飛散する
- ⑩ 除草剤を使用する
- ⑪ 他の利用者の迷惑となるような使用をする
- ⑫ 許可区域外（通路や垣根等）で作物を栽培したり、つるなどを伸ばしたりすること

- (2) 管理棟などの施設は、特定の方が独占することなく譲り合って使用してください。また、次の事項をお守りください。

- ① 許可なく行商、募金、出店その他これらに類する行為をしない
- ② 管理棟の使用は、使用時間を厳守する
- ③ 使用後は、清掃しゴミは持ち帰るなど園内の美化に努める
- ④ 電気、水道の使用は必要最小限とし、節電、節水に努める
- ⑤ 私物は自己で管理する
- ⑥ 他の使用者や近隣住民等の迷惑となるような行為をしない
- ⑦ 駐車場以外の場所に車を乗り入れない

- (3) 農作物の栽培に必要な種苗、肥料等は各自でご用意ください。

- (4) 管理棟は、毎日、午後５時から翌日の午前８時３０分（７～９月は午後６時から翌日の午前７時３０分）までは閉鎖します。なお、年末年始（１２月２９日～１月３日）については終日閉鎖します。
- (5) 大雨、台風等の気象現象により危険と思われる場合（警戒レベル３以上の避難情報が発令されたとき）は、ご利用を控えていただくようお願いします。また、自然災害等に伴う危険時及び避難命令発令時等（警戒レベル４以上）には臨時休園させていただく場合もありますので、ご了承ください。
- (6) 農機具庫の農具や調理スペースの調理器具は自由に利用できますが、数に限りがありますので譲り合って利用してください。また、使用後はきれいに洗って元の場所に返却してください。
- (7) 農産加工室やバーベキュー炉を使用するときは、予め管理棟に備え付けの利用簿に記入するとともに、管理人に申し出てください。
- (8) ネットフェンスや門扉は、イノシシ等有害獣の侵入を防ぐために設置していますので、最後に市民農園を出られる方は、門扉を閉めてお帰りください。
- (9) 使用許可書に記載の住所・電話番号に変更があったときは、必ず（公財）広島市農林水産振興センター（電話８４５－４３４７）へ連絡してください。更新手続きや講習会等イベントの案内・連絡ができなくなります。

９．講習会等

- (1) 各種講習会（年７回程度）を開催します。
- (2) 各種お知らせ文書を管理棟内に掲示しますのでご覧ください。

１０．使用許可の取消し

農園の使用に当たり、次のような場合には使用許可を取り消すことがあります。

- (1) 使用者が農園の管理を怠り、雑草が繁茂するなど他の利用者の迷惑となっている場合
- (2) 偽りその他不正な手段で使用許可を受けた場合
- (3) その他広島市条例等の規定に違反している場合

１１．農園使用の中止

農園の使用期間の途中で使用をやめるときは、所定の使用中止届を提出してください。使用期間終了に伴い使用をやめるときは、電話にてその旨をご連絡ください。

1 2. 原状回復

使用期間の満了、使用中止、使用許可の取消しにより、農園の使用を終了するときは、使用期間内に農作物等を取り除き（残さは埋めない）原状に回復してください(原状回復されていない場合、回復に要する費用を請求することがあります)。

1 3. 損害賠償

使用者が市民農園の施設や設備を汚損、き損、亡失したときは、直ちに管理人又は（公財）広島市農林水産振興センターに連絡するとともに、その指示に従い使用者の負担において施設等を原状に回復してください。

また、天災、病虫害、盗難等による栽培作物の損害や園内での事故等に対して、広島市および（公財）広島市農林水産振興センターはその責任を負いません。

1 4. 個人情報の取扱い

申請書に記入された個人情報は、広島市市民農園の運営以外の目的に使用することはありません。なお、市民農園の円滑な運営のため、広島市および運営委員会に対して、一部情報を提供いたします。

1 5. お問い合わせ先

三田市民農園	下三田地区市民農園運営委員会 平 日：朝・昼・夕方に管理人が園内を巡回します。 土日祝日：8：30～17：00（7～9月は7：30～18：00）の間、管理人が事務所又は園内にいます。
農園の使用許可・施設の管理・栽培方法に関すること	公益財団法人広島市農林水産振興センター農林振興課 〒739-1751 広島市安佐北区深川八丁目30番12号 TEL (082) 8 4 5 - 4 3 4 7 平日／8:30～17:15 FAX (082) 8 4 5 - 4 3 5 0
そ の 他	広島市経済観光局農林水産部農政課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 TEL (082) 5 0 4 - 2 2 4 6 平日／8:30～17:15 FAX (082) 5 0 4 - 2 2 5 9